

内容見本

(B5判縮小)

【参考書式10】ヒアリングシート

日時	場所等	争いのない時系列	ハラスメント相談窓口での聴取内容	参考資料
〇月		〇期評価面談 相手方：業績目標未達を指摘される。		資料C-3 〇期評価面談記録
〇月頃		上司からの当たりがきつくなつた 当たりがきつくなつたのは、評価面談の時期以降を感じている		
〇月〇日	社内メール	上司に当日用のスライドを承認される →上司「これで進めてください」		資料D-1 スライドのデータ 資料D-2 社内メールのデータ
〇月〇日〇時頃	第〇会議室	A社も参加しての企画会議 (参加者：相談者・相手方、丁川花子氏、丁山一男氏、A社社員2名) 皆の面前で上司から厳しい叱責を受けた →上司「これではもう伝わってこない →上司「もう何年マーケティングをやっているんだ →上司「今日はもう聞いてるだけ →上司「次は担当を外します」		資料D-3 会議議事録

第2章 ハラスメントへの企業の対応

ケーススタディ

Q これまでの相手方とのやり取りの中で、相手方が「相談窓口のやり方が、片寄って不公平である」と言って聴取者に対して難癖をつけてくることが多々発生しているため、同様なトラブルを避けるため、事情聴取を録音の上で実施することにしました。ところが、相手方が、録音するのであれば話をしない、と言っています。録音せずに事情聴取を進めるべきでしょうか。

A 設問のようなケースでは、事後に紛争となった場合への備えとしても、正確な録音記録を残しておくことは極めて重要です。抵抗されたため、録音をせずに事情聴取を進めるという対応は不適切と考えます。

まずは、録音に応じるように説得をします。「言った、言わない」という些末なトラブルを避け、適正かつ迅速な調査を進めるために、録音で正確な記録をとることが不可欠であることや、録音をしたからといって事情聴取の音声データや詳細な一言一句が不当に開示されることはないことを丁寧に説明します。

それでも納得しない場合には、事情聴取を中断します。この場合、相手方の言い分を聴取する代替手段として、質問事項への回答書を期限までに提出するよう命ずることもあり得るでしょう。提出された回答書等を事情聴取に代替する証拠として、事実認定をすることになります。

なお、回答書の提出にも応じない等の対応であれば、調査協力義務違反であるとして懲戒処分をすると、他の証拠から相手方に不利な事実認定をするといったことも辞さない姿勢で臨むべきです。

◆不利益取扱いを行わない

会社は、ハラスメントに関する事実関係の確認に協力したこと等を理由に不利益な取扱いを行ってはなりません(労働施策推進30の2②、雇用均等11②、育児介護25②)。この点は、相手方に対しても当てはまりますので、説明しておきます。

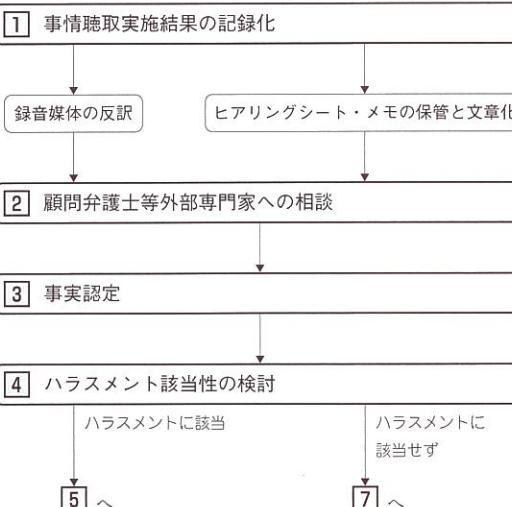
もっとも、調査の結果、ハラスメント等不適切な言動が認定された場合に、当該言

相談者ヒアリング	相手方ヒアリング	目撃者ヒアリング
	Q 評価面談で何を言われたか、また、面談前後で行動に変化はあったか ・業績目標の未達を指摘された ・部下にうまく仕事を任せられるよう努力しない、と言われた ・部下のやり方に細かく指示を出すことを控えるようにした	
Q 当たりがきついと感じた相手方の言動のうち、記憶しているものはあるか ・企画書の起案で質問をしても「任せます」と言われた。取引先に提出後は注目点を指摘された(メモ)〇月〇日 ・〇月〇日、A社の件で、業務報告をしたい際に、「また足を引っ張るようなことのないように頼んだよ」と言われた ・挨拶をしても、顔をあげて無視されることはあった	Q 相談者が指摘するような言動はあったか ・もう任せられるだらうと考へて、事前に目を通さなかつたら、出来が悪かったので、メールにあるような指摘がなされた ・期待をする意味で、「足を引っ張るよ」と言ったと思う ・挨拶をしても、顔をあげて無視されることはなかった	Q 評価面談の時期以降、相手方の言動に変化はあったか ・業績目標のことを言われることは増えた ・私は相手方との付き合いが長いことでもあり、頻繁に対話が立てられることでダメ出しをされることもなかった
Q 改善を指摘されなかつたか ・何もない ・当日は任せせるから、しっかり準備してください、と言われた	Q 事前にアドバイスすべき点はなかつたのか、また、アドバイスをしたのか ・具体的なデータが足りてないとい感じた ・相談者に任せきりといふ感じ ・本当に気付いてもらうために、「当日までにしっかりと準備が必要」と指摘をした	Q 会議前の準備への相手方の関わり方は ・相手方に任せきりといふ感じ ・私も特にフォローを指示されることがなく、他の件で忙しかつたので、関与していないかった
Q 何に対して、叱責をされたのか ・よくわからないが、多分、事前準備	Q 相談者が指摘するような言動はあったか ・何にも言つたと思う	Q 相手方にどういう言動があったか確認をする →相談者のプレゼンの内容は問題なかったか ・「何も伝わらない」「もうここへ来

第3 事実認定・関係者への対応・再発の防止

<フローチャート～事実認定・関係者への対応・再発の防止>

【事実認定】



新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

4 相手方への事情聴取の実施

(1) 体調への配慮

ハラスメントの疑いがあるとして事情聴取を受けることは、大きな負担となり得ますので、相手方の体調への配慮も欠かさないようにします。

(2) 事情聴取前の説明

聴取者は中立の立場であること、事情聴取で開示した秘密は守られるここと、不利益取扱いはしないことを伝えて、事情聴取への協力を促します。

(3) ヒアリングシートを用いての事情聴取

相手方が加害者であると決めつけず、中立の立場から事情を聞くように努めます。

(4) 事情聴取後の注意事項

聴取を受けている事案についての口外禁止を伝え、今後の進捗予定を説明します。

相手方は、相談者の言い分では「加害者」とされている者であることから、ハラスメントをしたもの、懲戒処分されるべきもの、といった先入観をもって事情聴取に臨んでしまいがちです。聴取者がこのような姿勢であると、事情聴取は、事実の調査のための手続ではなく、相手方への制裁の機会のようになってしまいます。

しかし、事情聴取前の段階では、相手方が何を語るのか、どのような証拠を持って

(4) 就業規則の見直し

ハラスメントに関する新しい指針が策定(令和2年厚労省告示5号及び6号)されたことからも、従来のハラスメントに関する規定では、十分網羅できていないことが予想されます。

以下では、厚生労働省のモデル規定をもとに、新しい指針を踏まえた規定を例示します。全体の書式例は、後掲【参考書式23】を参照してください。

① 目的

【サンプル規定】

本規定は、就業規則第〇条の規定に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(以下「ハラスメント」という)を防止するために従業員が遵守すべき事項、会社がハラスメントを防止するために行う措置の運用に関する事項を定める。なお、ここにいう従業員には、正社員のみならず、契約社員等の非正規雇用社員及び派遣社員も含まれるものとする。

・就業規則のほかに、ハラスメント防止規程を設ける前提での規定です。

② パワーハラスメントの定義

【サンプル規定】

パワーハラスメントとは、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、他の従業員の就業環境を害することをいう。また、性的指向・性自認に関するハラスメントや、これらを本人の意向に反して暴露するアウェイティング行為も該当する。なお、業務上必要かつ相当な言動を超えない注意指導・業務命令等は該当しない。

・労働施策総合推進法の改正(令和元年法律24号)及びパワーハラスメント指針にあわせてパワーハラスメントの定義を見直しましょう。

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.11)51001301

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。